

# 滞納はゆるさない！ 動産差し押さえ実施中！！

税金は納期限内に納めましょう。

## ○第3回益城町公売会が行われました。

11月22日（土）、町税滞納者から差し押さえた物件の公売会が、役場3階会議室で行われ多数の来場者がありました。出品数100点中97点が売却され、売上代金は町税に充てられました。



## ※次回公売会（予定）のお知らせ

### ○第4回益城町公売会

- ❖日時 平成21年1月24日（土）午前8時30分開場
- ❖場所 役場3階大会議室
- 品物は、フィギュア・プラモデルなどを予定しています。
- 後日、全世帯にチラシを配布します。



問い合わせ先 役場税務課納税係  
☎286-3111 内線143・144

# 国民年金

## 20歳になったら国民年金へ加入手続きを！

国民年金は、日本国内に居住する20歳から60歳までのすべての人が加入し、共通の基礎年金を受け取るしくみの年金制度です。

●国民年金第1号被保険者となる人は、20歳になったら役場保険課窓口で国民年金への加入手続きをしてください。

加入種別	加入者	保険料
第1号被保険者	自営業・農林漁業従事者・学生・無職など	個人で納付
第2号被保険者	会社や役所などに勤務し、厚生年金保険・共済組合に加入している人	厚生年金・共済組合の保険料として給料から天引き
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者	配偶者が加入する年金制度が負担

●加入手続きが遅れると… 国民年金保険料の納付書が納付期限までに送付できなくなり、「納め忘れ」が発生します。「納め忘れ」があると万一、病気やけがで障がいが残ったときに、障害年金がもらえないことがあります。

**国民年金保険料月額 14,410円（平成20年度）**

保険料納付は口座振替を利用すると、納め忘れがなく便利・安心・確実です。

国民年金には次のような制度もありますので、ご相談ください。

- ◆国民年金保険料の納付が困難な場合  
「国民年金保険料免除制度」（被保険者本人・配偶者および世帯主の所得で審査）
- ◆20歳代の人で、国民年金保険料を後から納めたい場合  
「若年者納付猶予制度」（被保険者本人・配偶者の所得で審査）
- ◆学生で収入がない場合  
「学生納付特例制度」※手続きには、学生証または在学証明書の写しが必要です。

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎367-8144  
役場保険課国保年金係 ☎286-3111 内線122・123